

| 第 3 期 第 14 回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第 3 期 第 14 回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日時 | 平成 27 年 4 月 27 日 (月) 午後 6 時～午後 7 時 10 分 |
| 2 場所 | 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室 |
| 3 出席者 | (委員19名)宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、石井知子委員、岩月裕美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、米澤聡子委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、美玉典子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員 (事務局 5 名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長 |
| 4 傍聴者 | 0 名 |
| 5 議題 | ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定見直しについて …資料 1 2 地域密着型サービス事業者等の指定について …資料 2 3 練馬区地域密着型サービス実施指針および事業者公募について …資料 3、資料 4 ○ その他 1 介護保険状況報告 …資料 5 |
| 6 配布資料 | (資料 1) 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の見直しについて (資料 2) 指定地域密着型サービス事業者等の指定について (資料 3) 練馬区地域密着型サービス実施指針 (平成 27 年 4 月) (資料 4) 平成 27 年度地域密着型サービス事業者公募要項 (資料 5) 介護保険状況報告 (平成 27 年 3 月末現在) |
| 7 所管課 | (地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 5 9 8 4 - 2 7 7 4 (直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係 TEL : 5 9 8 4 - 4 5 8 9 (直通) Eメール : KAIG002@city.nerima.tokyo.jp |

第14回地域包括支援センター運営協議会 第14回地域密着型サービス運営委員会

（平成27年4月27日（月）：午後6時00分～午後7時10分）

（委員長） これより第3期第14回練馬区地域包括支援センター運営協議会並びに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から、本日の資料および出席委員、傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局） 本日の出席委員は16名で、1名の委員より遅参のご連絡を受けている。傍聴人は0名である。

（委員長） では、次第に沿って議事を進めさせていただく。

委員の皆様には、活発なご意見、ご発言をお願いしたい。

なお、午後7時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いする。

また、議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してお願いする。

地域包括支援センター運営協議会については、本日、案件がないので、地域密着型サービス運営委員会のみを行う。

地域密着型サービス運営委員会の案件1番、地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定見直しについて。資料1の説明を、介護保険課長よりお願いする。

（介護保険課長） それでは、資料1、地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定見直しについて、説明させていただく。

【資料1について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などがあればお願いする。

（委員） 運営推進会議については、従来は第三者評価等の第三者の目でチェックが入っていた。それが今回から、国の制度改正により自らの行いによって質を向上させるというかたちになった。会議の結果はホームページ等により周知され、区は報告を受ける。しかし、これでは利用者、それから利用者家族に対する周知が十分ではないという指摘を受けかねない。特にサービスの質に大きな差が出る可能性が非常に高いと思う。

小規模多機能型居宅介護は14事業所ですから、何か一眼性のもので、定期的に、こういうふうにやっていますよというものは出てこないものかと期待したいと思うので、よろしく願います。

（介護保険課長） 委員からのご指摘はごもっともである。従来は第三者評価として外部機関が行っていたが、国の制度改正により、運営推進会議において外部からの評価を受けることとなり、逆にいい機会だと思っている。これは地域密着型サービスであるから、この会議体で、評価の結果をお示しできればと思う。

（委員） 非常に良いことだと思う。

資料3の運営推進会議の議題例の中に、第三者評価についても入っている。第三者評価の補助金は、練馬区としては継続するのか。

（介護保険課長） 地域密着型サービスの中で第三者評価が義務付けられているのはグループホームだけなので、グループホームについては、区として補助金を予算計上した。そ

れ以外の補助金は計上していない。

（委員） 区によっては、小規模多機能型居宅介護も引き続き補助するという情報がある。それについてはどうか。

（介護保険課長） 私どもは、事業所が自主的に第三者評価を行う部分については、良い話だと思うが、区としては、今般の制度改正を受けて、その方向でいきたいと考える。

（委員） 了解した。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 資料1の2ページ目の7 見直しに伴う影響の（2）で、利用者数30名で算出となっているが、資料5の介護保険状況報告、2ページ目の（2）の一番下は、年間120名となっている。資料1の2ページ目の利用者数30名で算出というのは、これは独居が30名だからということか。根拠を教えてください。

（介護保険課長） 別紙の独居高齢者への支援と運営推進会議の活用など、これを両方算定する場合は500単位という形になると先ほどご説明した。まず、30名と120名の差については、利用者数は一事業所あたり30名ぐらいと考えている。

後ほど説明するが、資料5の地域密着型サービスの利用状況に120名と数字が入っているが、これは今、7事業所の利用者数が合計で120名という意味である。これは例えば地域包括支援センターとか、ケアマネジャーが定期巡回・随時対応型訪問介護看護に適する利用者の方を紹介してもらえれば、もう少し利用は伸びていく。毎年毎年少しずつ利用は伸びているので、第6期の計画では、私どもとしては、1事業所30名ぐらいまでは伸びていくと考えて算出した。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 運営推進会議とか、いろいろな会議を計画することは、すごく良いことだけでも、各事業所はただでさえぎりぎりの人数で運営しており、なかなか研修に参加できない状況である。それから、そのような会議に出席できない事業所が結構多いという話を聞いている。人手不足という部分もあり、その辺のところを、もう少し説明いただきたい。

（介護保険課長） 今、介護人材が慢性的に人手不足だということは、マスコミ等々でも言われているし、また、私どもも事業者の皆さんから聞いている。

今般、提示している運営推進会議とか、あるいは介護・医療連携推進会議については、事業所の中で行う会議なので、本会議のように区役所に来ていただいて会議を行うというものとは少し性格が違うと思う。

ただし、地域ケア会議や、あるいは介護人材育成研修センターが光が丘にあるけれども、そういったところで実施される研修については、委員の指摘のとおり、例えば、日程や時間帯など、十分に主催者である我々の側で配慮をしていかないと、事業所の手がぎりぎりの状態なので、なかなか出席できないということになると思う。私も介護人材育成研修センターの運営委員に入っているのですが、研修のプログラムの中身や開催日、時間など、そういうものについては十分に吟味をした上でやってほしいと要望している。

（委員長） そのほか、よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、案件の2、地域密着型サービス事業者などの指定について、

資料の2の説明をお願いします。

（介護保険課長） それでは、資料の2について説明させていただきます。

【資料2について説明】

（委員長） ただいまの資料2の説明について何かご質問、ご意見があればお願いします。
（なし）

（委員長） それでは、案件の3、練馬区地域密着型サービス実施指針および事業者公募について、資料3および資料4の説明をお願いします。

（介護保険課長） それでは資料3と資料4の説明をさせていただきます。

【資料3、資料4について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見があればお願いします。

（委員） 公募申請の書類はいっぱいあるけれども、この中でどれが一番重要視されるものなのか。

（介護保険課長） どれも大事な書類だと思っている。どれ一つ欠けても、また、どれ一つ不十分な状態であっても、なかなか申請は通らないと思う。資料の2ページ、公募の時期のところ、1回目、2回目の「事前相談」は6月15日、11月16日までにやってくださいとあるが、事前相談では公募の申請書類についての説明を行うとともに、内容の確認をしているのが実態である。

また、場合によっては税理士などに、事業の経営診断を依頼している。ここに書いてある公募の申請書から、建物、法人の概要などいろいろあるが、このような中身が何一つ欠けても、少し厳しい。また、皆様方からご意見を頂戴して、それを事業者選定委員会において「地域密着型サービス運営委員会でこのような質問があったが、これについて、事業者はどのように対応されるか、どういうお考えか」を聞く形をとっている。

（委員） 開設時、これだけきちんとそろっていれば問題ないとして、その後は、どれぐらいの期間でチェックが入るのか。

（介護保険課長） 大きなチェックは6年ごとの更新時に行っている。それはこの会議でも、指定更新として、皆様方にお示しているが、そこに至るまでは、事務局の方でチェックをしている。

もう一つは、先ほど来、話が出ている、運営推進会議の中で、きちんとやっているのか、書類は整っているけれども、事業所としてきちんとサービスを提供しているのかなどの内容について、事業所の側の皆様からご意見をいただく。その場には、区の職員や地域包括の職員、ケアマネジャーなどに参加してもらい、情報交換をすることもあるし、サービスの内容についてチェックの場として生かしている。

（委員長） よろしいか。そのほか。

（委員） 今の質問に関連するが、このような企画提案というのは、提案をするときに、3ページの公募申請書、提案書、資金計画、建物、法人の概要については、例えば、全体

の提案を100点満点とした場合に、どういう割り振りになっているということは、事前に事業者の方々に説明するのか。それをすると、画一的に判断するよりも、より具体的な重要性がわかってくると思う。

（介護保険課長） それは事前に説明している。そうでないとアンフェアになってしまう。100点満点で、どの項目が何点で、最低何点以上ないと選定されないことについて説明した上で公募を行っているし、中身については、ホームページで一定程度公表しているの、配点等々についても、事業者の皆様は承知の上で応募する形になる。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 資料3の8ページ、サービス利用者への周知というところで、「広く高齢者が目に触れる広報紙等を活用して周知していく」とあり、サービスの質の確保とうたわれている。しかし、私たちケアマネもこういったものを見ないと、全くそのサービスが分からない。事前に教えてもらえると、少し使ってみようかなとか、ここに空きがあるのかななどということがわかる。個々の事業者で広報誌を発行するのは非常に難しいと思うので、いろいろな情報が広く伝えられる方法がほかにあれば。例えば、練馬区ケア倶楽部に「こんなことがありますよ」とかと載せる欄を設けるとか、そんなことを検討して、広報活動をしっかりやってもらえると、私たちとしても、このサービスを使ってみようかなとかというふうに思えるので、ぜひとも検討いただきたい。

（介護保険課長） 練馬区ケア倶楽部というのは、インターネットで見られる情報ツールの一つである。まさにそのとおりだと思う。サービスの内容を知らなければ、使いたいとはケアマネジャーも思わないだろうし、利用者や家族も思わないと思う。さまざまな方法で、情報提供を展開していかないと、なかなかサービスが定着していかない。委員の提案に練馬区ケア倶楽部という具体的なものもあったが、それも含めて、広報活動について区としても考えていきたい。

（委員） この場で公表されるという話ももちろん非常に結構なことだと思うが、それ以上に区のホームページ等々で、運営推進会議やその他も含めて広報活動をやっていただきたいというのが、私の意見である。

つぎの質問。13ページにも書いてあるが、従来から運営推進会議の設置義務の中で、構成員に町会役員とある。しかし、実際の運営推進会議を見てみると、町会の役員さんの参加、特に団地の方などは非常に参加率が悪く、町会自身が解散している場合が多い。従来と同じパターンで、これが地域住民の代表だというような認識ではなく、別の角度から捉えることはできないかと以前から思っているが、なかなか答えが出ない。区としてその辺をどう考えているのか。

（介護保険課長） さまざまな方が運営推進会議、介護・医療連携推進会議に参加していただくというのが一つは重要な観点だと思う。例えば町会の役員の方や民生委員の方とか、老人クラブなど、いろいろな方が事業所の運営にかかわっていただければ、事業所の活動も広まっていくし、より透明性が高まり、サービスの内容がより理解されていくと思う。

今、委員から町会の役員というような一つの事例としてお話があったが、それ以外の多くの方が参加していくような形で、運営推進会議のあり方自体を少し広めていかないと、特に第三者評価がなくなった現状もあることから、参加者の構成も含めて、少し考える必要があると思う。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 2点ある。1点は、町会の役員という話があったが、私はマンションに住んでいる。マンションの管理費で町会費を納めているが、町会の方と面識がなく、どこが町会で、どなたが町会長か知らない。ただ町会のチラシは掲示板に張ってある。

マンションの理事会役員の方によっては、町会とつながりを持たなければいけないという意識の方もいるけれども、理事長は毎年変わるので、その方の力量によってそうでない場合もある。

マンションに住んでいると、閉じこもった状態になる。多分、お勤めの方が多いので、練馬区以外で過ごしている時間が多く、地域でつながろうという意識の方は少ないのではないかと思う。

そこで、そのような理由で町会と接点を求めるのは難しい場合は、区の方から何かマンションとか、そういう集合住宅等の理事会に働きかけて、つながりとかを模索していただければと思う。

それから、もう1点は、サービスを使う側の方について、私は、おばがひとり暮らしだったので、成年後見をやっていた。地方に住んでいて、月1度ぐらいしか行くことができなかったが、ヘルパーさんは週二、三回入っていた。けれども、どこかずれたようなサービスを受けていて、私には疑問があった。ケアマネジャーと相談して、サービスの突き合わせをしたところ、やはり、身内でないとわからない部分もあった。それから、サービスを受けるお年寄りにとっては、ヘルパーはあくまで他人という形で、多分、余り本音を語らないのではないか。身内だと本音を語る部分もあると思う。サービスを受ける当事者にとって、本音が何か、本当に受けたいサービスが何かということの理解は、ヘルパーの力によって全然違うと思う。もっと詳しく見られるヘルパーが、きちんと見ていただけたらなと思う。

（介護保険課長） 2点目については意見という形で承る。1点目の自治会長に区から働きかけるという話について、少し視点が違うかもしれないが、自治会・町会というのは、あくまでも地域のことを自主的に解決する組織体なので、そこまでやってしまっただけという部分があると受けとめた。

ただ、いずれにしても、何かあれば、自治会・町会の方に動いていただいている部分もたくさんあるので、そういった方に対して、機会があれば、介護、高齢者の施設に対しても目を配っていただきたいし、近くの地域密着型サービスの事業所に対して、運営推進会議という形でお声かけがあった場合は、参加していただきけるように、何かの機会に働きかけたいと思う。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） まず、運営推進会議についてだが、メンバーは、ある程度、厚労省の基準で決められている。利用者が参加となっているが、実際、利用者が参加しているグループホームは少ないかと思う。あと町会とか、うちのホームだと、習い事に行っていた入居者の方だと、そこのパステル画教室の先生を呼んだりする。あと、かなり個別な入居者の話で、亡くなられた方とか、新規入居、また、職員のことについても、結構細かく話をするので、そのテーマによっては結構個人情報に触れるところもあるかと感じている。

ただ、うちのグループホームでも、今年度6回実施するに当たり、本当は情報として、

もう少し出していきたい。グループホームだけの内容ではなく、来る方からの情報として、それこそ看取りについての準備や介護予防などについて、専門の方に来ていただいて、どういった方がいいのかなど、様々なテーマを、今年度は考えていこうと思っている。

それから、8ページで、地域密着型サービスの情報提供というお話があったが、ハートページというものが、各区市町村にある。それ以外に練馬区では、地域密着型サービス分科会でつくっている地域密着型サービス事業者ガイドブックがあり、介護週間に合わせて発行している。ハートページよりも、もっと詳しいものだが、それについても各事業所が集まって作っている。他区で、これがすごく良いと言われ、私から情報提供したところすぐにホームページにアップをした。これにより、事業所だけでなく、住民の方も見られるし、様々な方が見られる。利用者の家族だったり、遠くに住んでいる方なども見られるということで、最初に練馬がやり始めたのだが、抜かされたと思う。練馬区でもホームページとかに載ったらいいと思う。こういったものがあれば、見学する方に、こういう事業所があるとか、情報提供もできるので、ぜひ、事業所の作っているものをうまく区が活用して、広報に使っていただけたら良いのではないかと思う。

（介護保険課長） ぜひ、前向きに検討したい。

（委員長） サービスの種類も多く、名前を覚えるのも大変で、なかなか高齢者ご自身で、読んでも理解できないので、いろんな人がサポートする中で、詳しく身近な人が説明できたり、こういうものを見ることで、より詳しく分かるし、家族の方にも紹介できたりする。インターネットとかはもちろんであるが、紙媒体も必要だと思うので、公的なところに置いたりしながら、知っていただくということがとても大切なことだと思う。ぜひ、区の方でもよろしくお願ひしたい。そのほか、いかがか。

よろしいか。

（なし）

（委員長） では、地域密着型サービス運営委員会を終了する。

その他、報告事項ということで、介護保険状況報告に移る。

資料5の説明を、介護保険課長、お願ひする。

（介護保険課長） それでは、資料5 介護保険状況報告、3月末のものを報告です。

【資料5について説明】

（委員長） ただいまの資料5について何かご質問、ご意見などがあればお願ひする。

（委員） 総合事業が始まったが、介護保険状況報告の中で新しく欄が増えるという認識でよいか。

（介護保険課長） 予防の部分が総合支援事業という形になってくる。こちらに出している数字は、国保連を通しての数字であり、国保連を通しての事業についてはこの資料で分かる。逆に国保連を通さないで、事業所と区とが委託で行っている事業なども総合事業に入ってくるから、そちらについては、数字の出し方を検討させていただく。

（委員長） ぜひ、そのあたりの統計のことはよろしくお願ひする。

そのほか、いかがか。

（委員） 介護老人保健施設については、合計で1,086人と書いてあるが、これは1か月間の利用者数のことであり、これを見る限りでは、何か月も長期で使っている人の数はわからない。老健はある程度回復できたら在宅へというのが前提である。ところが、今、特養の多床室型がいっぱいだから、待つために老健に入っている人も結構いる。だけど、家に帰れないという人も出てきている。その辺の数は、どれぐらいのものか。老健と療養型とのその辺がよくわからない。

（介護保険課長） 老健は、そもそもリハビリ施設であり、急性期を脱して回復期に当たる方が入所し、一定程度、回復したら在宅に戻り、自宅から通所や訪問のサービスを使うというような流れになる。

ここに書いてあるのは、そのひと月分の合計として、練馬区では1,086人いるということである。委員から指摘されたように、長く入所している方はいるだろうと思う。

では、実際、何人の方がどれぐらい長くいるのかというのは、今、手持ちに資料がないので、わかるかどうかも含めて、調べないとお答えすることはできない。

（委員長） そのような統計が算出できるかどうか、確認をお願いします。

そのほか、いかがか。

（なし）

（委員長） では、次回の日程について、事務局からお願いします。

（事務局） 次回は、本年6月に開催を予定している。詳細については、決まり次第、開催通知でご案内する。

前回の会議でもご案内したが、現在の委員の任期は本年6月30日までとなっている。6月に開催予定の会議体についても、現在の委員でお願いします。

（委員長） 第3期第15回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに地域密着型サービス運営委員会開催時期については、平成27年6月の開催を予定している。正式な開催通知については、後日、事務局からお送りするので、よろしくをお願いします。

今日はお忙しい中、お集まりいただき、また、積極的なご意見をいただき感謝申し上げます。